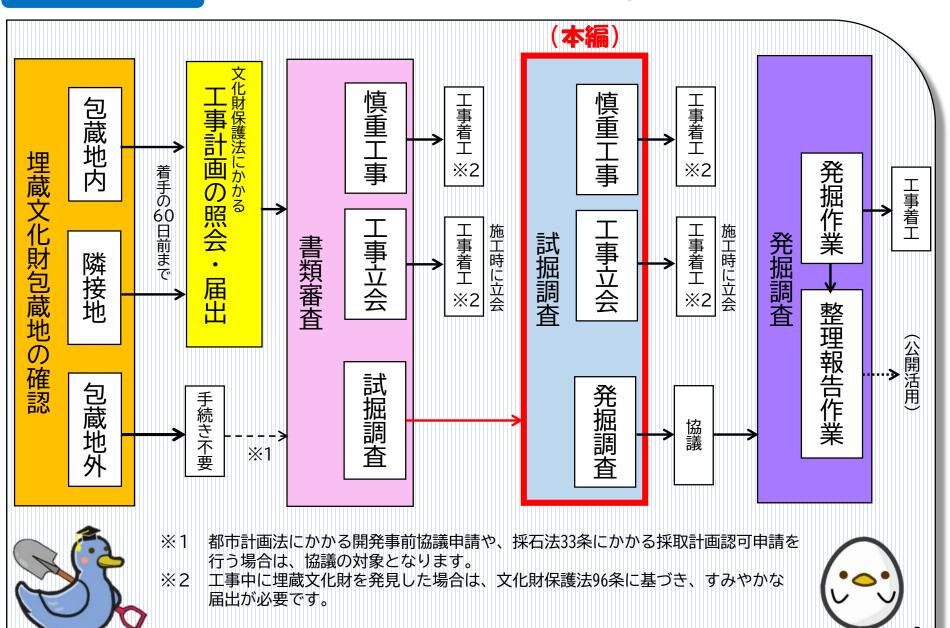


~福岡市埋蔵文化財包蔵地での工事手続きガイド~

4「試掘調査ってなに?」編





本編のテーマ「試掘調査」

- ●バックホーでトレンチ(試掘溝)を掘って、 埋蔵文化財の有無や内容を確認します。
- ●その結果を踏まえて、

慎重工事

工事立会発掘調査

のいずれかの結果を回答します。





◆試掘調査実施前の確認事項



CHECK 1 試掘調査を行う際は 十分なスペースが必要です

- □ 最低でも2t車が進入できる
- □ バックホーのアームが安全に旋回できる
- □ 掘り上げた土をすぐそばに置ける







CHECK 2 障害物は 事前に撤去してください

- □ 樹木や埋設物(管渠など)を 事前に撤去する
- ゴ舗装されている場合は、 事前の撤去、または、 アスファルトカットを行う





Q: 現在、駐車場として利用していますが、 試掘調査は可能ですか? 🚚

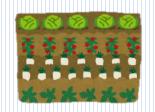


A: 十分なスペースがあれば可能ですが、

以下の点に注意が必要です。

- ●重機の使用時に、駐車車両を傷つけてしまう恐れがありますので、事前に車両の移動や養生を行ってください。
- ●調査後は埋め戻しますが、舗装等の現状復旧はできません。
- ●掘削箇所は地盤が弱くなったり、埋め戻しで土が盛り上がったりする等、駐車場としての使用に支障が生じる可能性があります。

Q: 現在、農地として利用していますが、 試掘調査は可能ですか?



A: 可能ですが、以後も農地として利用する場合は、 以下の点に注意が必要です。

- ●原則として、作物が植えられていない時期に実施します。
- ●調査後は、重機で埋め戻しますが、<mark>掘削箇所は地盤が弱く</mark>なったり、 埋め戻しで土が盛り上がったりするなど、完全な現状復旧はできません。 また、その後の土地利用での不都合に対して、
- ▶トラクターなどを使用される際は、十分に注意して走行してください。

本市では責任を負いかねます。

Q: 工事予定部分に既設建物があるため試掘ができませんが、 空いたスペースで試掘調査は可能ですか?

A: 他の場所で試掘したとしても、

工事予定範囲の埋蔵文化財の有無について判断ができず、

再度、試掘調査が必要となる可能性があります。

そのため、原則として、

既設建物の撤去後に試掘調査を行うこととしています。





◆試掘調査にかかる費用等

試掘調査に使用する重機は、

公費で手配が可能です。

- <mark>ただし…</mark> ●予算の都合上、実施できる試掘調査は、 年度ごとに上限があります。
 - ●障害物の撤去等の条件整備や現状復旧については、 照会者側の負担となります。
 - ●万が一、管渠等の破損が発生した場合の復旧も、 照会者側の負担となります。





◆試掘調査にかかる期間

試掘調査自体は、おおむね半日~1日程度で完了しますが、 **試掘調査の実施日**は、 **1~1.5ヶ月先**になることがあります。

そのため 試掘調査の早期実施を希望する場合、 照会者側で重機とオペレーターを手配して、 試掘調査を実施することも可能です。

ただし… ●費用は、照会者側の負担 となります。

●平バケットのバックホーを 手配してください。



◆試掘調査の流れ

①電話連絡

(照会・届出を提出してから1週間~10日後)

埋蔵文化財課からの電話連絡。実施日時の協議。



②事前準備

事前の支障物の撤去や、近隣挨拶を行ってください。



(照会・届出を提出してから1~2ヶ月後)

③試掘調査 重機で敷地の一部を掘削します。



④回答書発行

(試掘調査してから1週間~10日後)

試掘調査の結果を踏まえて、回答書が発行されます。





①電話連絡

(照会・届出を提出して1週間~10日後)

書類審査の結果について、



埋蔵文化財課から電話連絡があります。

- ●試掘調査を実施する日時を協議してください。
- ●試掘調査は、原則、更地の状態で行います。
- ●市で準備できる重機は、予約が埋まっていることがあり、

実施日はおおむね1~1.5ヶ月後になります。





②事前準備

事前の支障物の撤去や、近隣挨拶など、 試掘調査を行うための準備を行ってください。



- ●ガス、水道等の埋設管は、破損する恐れがありますので、事前に撤去してください。
- ●解体工事の遅延等、試掘調査実施日までに支障物の撤去が 完了しない場合は、早めに当課に連絡をしてください。
- ●重機の騒音等により、近隣住民の方にご迷惑を おかけしますので、事前に周知・挨拶を行ってください。





③試掘調査

重機で敷地の一部を掘削します。

- ●必ず、照会者側の担当者が必ず立ち会ってください。
- ●原則として、工事予定範囲の一部を 重機で掘削します。

(目安は、工事面積の5パーセント程度)

●遺構や遺物が確認される深さまで、

トレンチ(試掘溝)を掘り下げます。





③試掘調査 試掘調査の流れ(例)

1. 重機で掘り下げる





2. 遺構や遺物の有無を確認する



穴の痕跡

4. 掘った土を埋め戻す



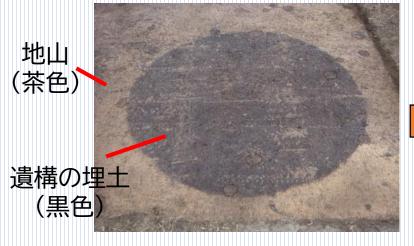






Q:どうやって遺構を見つけるの?

A: 当時の生活面(遺構面)に掘られた穴や溝は、 使用されなくなった後、埋まってしまいます。 土地本来の土と、遺構に埋まった土の 色や性質を見分け、遺構を検出します。



遺構面(地山)で検出した竪穴住居跡



埋まっていた土を掘り上げた状況

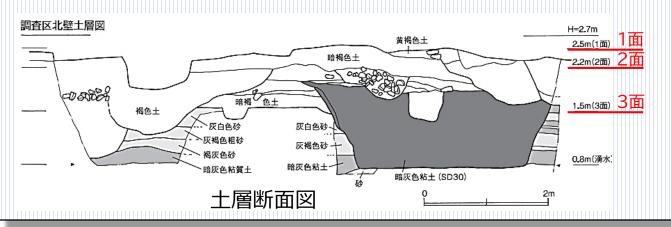


Q:遺構面ってなに?

A:遺構の分布が捉えられる面のことです。

複数の時代にまたがる遺跡の場合は、 人為的に整地をしたり、自然に埋まったりして、 遺構が層状に重なっていることがあるため、 その層ごとに発掘作業を行います。

例)博多遺跡群第238次調査









④回答書受取

●試掘調査後、1週間~10日程度で、

結果について、電話連絡があります。

●回答書が発行されている場合は、

14階窓口で書類を受け取りが可能です。

(電子申請の場合は、Grafferからダウンロード)



窓口での受け取りの際は、 引換券の持参もしくは 事前審査番号が必要です。



●回答は主にこの3種類

慎重工事

··· 工事着工可能 (<u>※</u>)

工事立会

・・・ 工事着工可能(※)だが、

施工時に当課職員が立ち会う

発掘調査

・・・ 事前の発掘調査が必要

(※)工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、 文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



工事着工可

慎重工事

提出された工事計画を変更することなく、

慎重に工事を実施してください。

- ●窓口で、回答書を受け取ってください。(スマート申請の場合は、サイトにアップロードされます。)
- ●工事計画に変更があった場合は、変更後の図面をご提出ください。 再審査となる場合もあります。
- ●万が一、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条 にもとづき、すみやかに届出をしてください。





工事着工可

工事立会

埋蔵文化財に影響がないか確認するために、

職員が工事に立ち会います。

●窓口で、回答書を受け取ってください。

(スマート申請の場合は、サイトにアップロードされます。)

- ●工事着工の1週間前までに、当課にご連絡し、立会を実施する日程について、担当職員と協議してください。
- ●立会いのタイミング 基礎根切りの場合:掘削後~栗石敷設前



その他の改良工事:柱状改良・杭等打設時



発掘調査

工事に先立って、

協議が 必要です!

記録保存のための発掘調査が必要です。

●窓口で、回答書を受け取ってください。

(スマート申請の場合は、サイトにアップロードされます。)

●発掘調査の実施について、当課と協議を行ってください。

【発掘調査の実施基準】

- ●工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ場合
- ●道路その他恒久的な工作物を設置する場合
- ●盛土の厚さが遺物包含層または遺構確認面から おおむね2メートルを超える場合





Q: 試掘調査で埋蔵文化財が確認されました。

かならず発掘調査が必要ですか?

A: 埋蔵文化財への影響を及ぼすような工事の場合は、

工事に先立って発掘調査を実施する必要があります。

一方で、埋蔵文化財への影響が及ばないように、

工事の設計を変更する場合は、発掘調査は不要です。

当課と協議を行ってください。



- ◆試掘調査後の書類審査基準
- ●土木工事で影響が及ぶ範囲と

試掘調査の結果、確認された埋蔵文化財が存在する範囲

との関係を図面で確認します。

●具体的には

基礎底の深さ

地盤改良の有無

切土や盛土の規模

恒久的構築物(道路等)の有無

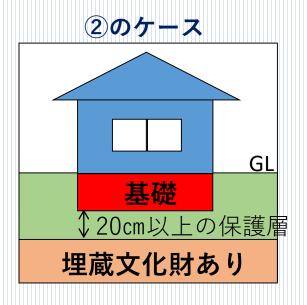
などと照らし合わせします。



◆判断基準(建築工事の場合)

慎重工事 工事による埋蔵文化財への影響が認められない

- <例> ①埋蔵文化財が確認されなかった
 - ②埋蔵文化財が確認された深さとの間に20cm以上の保護層を確保できる
 - ③工事範囲では、埋蔵文化財が確認されなかった



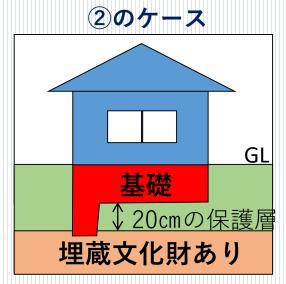




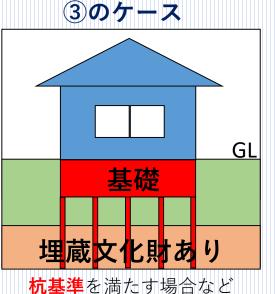
◆判断基準(建築工事の場合)

工事立会 工事による埋蔵文化財への影響が最小限である

- ①20cmの保護層は確保しているが、工事による影響が否定できない <例>
 - ②工事面積が狭小であり、発掘調査は不要
 - ③埋蔵文化財が確認された密度が散漫であり、発掘調査は不要



深基礎部分のみ影響がある場合など



→詳細は次ページ参照



「杭基準」とは・・・

- ・福岡市が独自に定めている「建築物等の地下構造構物(基礎等)が埋蔵文化財を損壊する場合の調査 基準」のことです。
- ・この基準の<u>調査免除規定</u>に該当する場合は、 発掘調査は不要とします。
- ・杭打設時に杭径や本数等の確認のため、
 - 当課職員が工事立会を行います。







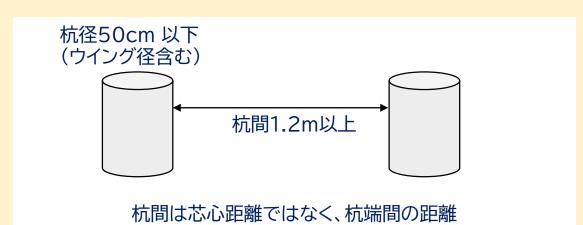
「建築物等の地下構造構物(基礎等)が埋蔵文化財を損壊する場合の調査基準」

<調査免除規定>

- ・重要な遺構や遺構群や、重要な遺物や遺物包含層が
 - 確認されていない場合に適用する。
- ・建築物等の工事平面積に占める基礎の面積の合計が概ね5%以下で、

かつ基礎の直径もしくは一辺の大きさが概ね50 cm以下、

及び基礎が1.2m以上離れて非連続的に構築される場合。

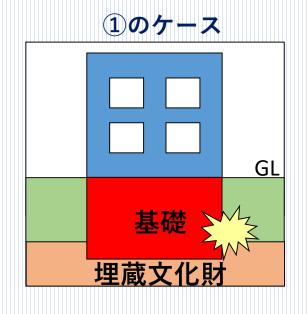


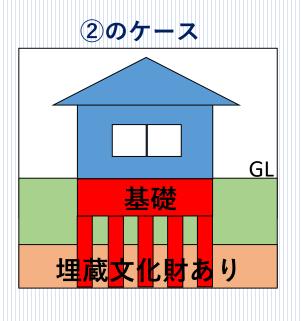


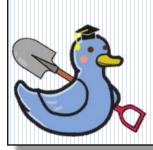
◆判断基準(建築工事の場合)

発掘調査 工事により埋蔵文化財に影響を与える

- <例> ①基礎工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ
 - ②杭工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ(杭基準適用外)



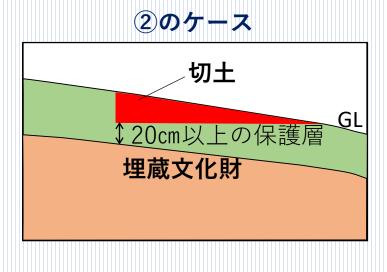




◆判断基準(切土の場合)

慎重工事 工事による埋蔵文化財への影響が認められない

- <例> ①埋蔵文化財が確認されなかった
 - ②埋蔵文化財が確認された深さまで、20cm以上の保護層を確保できる
 - ③工事範囲では、埋蔵文化財が確認されなかった





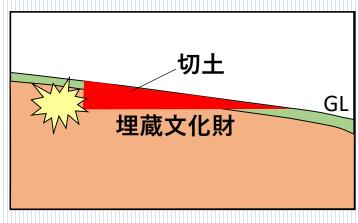
◆判断基準(切土の場合)

工事立会 工事による埋蔵文化財への影響が最小限である

- <例> ①20cmの保護層は確保しているが、工事による影響が否定できない
 - ②工事面積が狭小であり、発掘調査は不要

発掘調査 工事により埋蔵文化財に影響を与える

<例> 基礎工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ



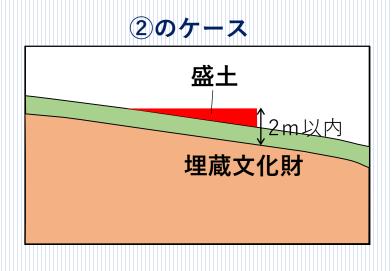




◆判断基準(盛土の場合)

慎重工事 工事による埋蔵文化財への影響が認められない

- <例> ①埋蔵文化財が確認されなかった
 - ②埋蔵文化財が確認された高さから、おおむね2m以内の盛土に収まる
 - ③工事範囲では、埋蔵文化財が確認されなかった

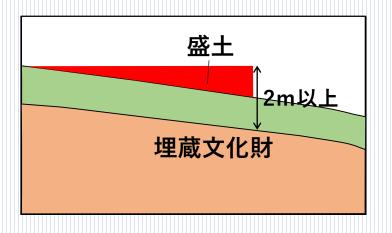




◆判断基準(盛土の場合)

発掘調査 工事により埋蔵文化財に影響を与える

<例> 埋蔵文化財が確認された高さから、おおむね2mを超える盛土を行う





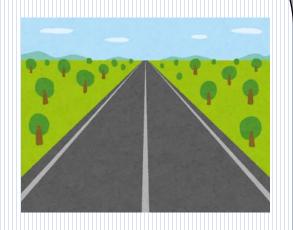


◆判断基準(道路設置の場合)

慎重工事

工事による埋蔵文化財への 影響が認められない

<例> 埋蔵文化財が確認されなかった



発掘調査

工事により埋蔵文化財に影響を与える

<例> 埋蔵文化財が確認された範囲に 道路(位置指定道路含む)を設置する



道路(位置指定道路含む)は、 「恒久的な工作物」に該当するため、 発掘調査の対象となります。



土地売買を目的とした試掘調査について

土地の売買前に、埋蔵文化財の有無を確認するための 試掘調査を実施したいというご要望にも対応しています。

注意! ●試掘調査の際には、

重機が稼働できる十分なスペースが必要です。

建物や工作物がある状態では、十分な調査ができず、

埋蔵文化財の有無が判断できない場合があります。

埋蔵文化財が確認できる深さまで掘削を行うため、

土地の地耐力を弱める可能性があります。



◆判断基準(土地売買の場合)

影響なし

埋蔵文化財が確認されなかったため、 今後の工事による埋蔵文化財への影響はない (工事図面の提出後、「慎重工事」で回答が可能です。)

条件付き発掘調査

埋蔵文化財が確認されたため、 埋蔵文化財に影響を与える場合は、発掘調査が必要になる





条件付き発掘調査

以下のような条件の場合、発掘調査が必要となります。

- ●工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ場合
- ●道路その他恒久的な工作物を設置する場合
- ●盛土の厚さが遺物包含層または遺構確認面から おおむね2メートルを超える場合

上記の条件を解消した工事計画であれば、

発掘調査を回避することも可能ですので、

工事計画立案時に、当課と協議を行ってください。





注意! 土地売買後の手続きについて

試掘調査の結果にかかわらず、包蔵地内で土木工事等を行う際は、工事のたびに事業主体者から文化財保護法93条の届出が必要です。

事業主や事業内容が決まり次第、着工の60日前までに届出

様式2「埋蔵文化財発掘の届出について」



工事計画図面

配置図 基礎伏図 基礎断面図 地盤改良施工図

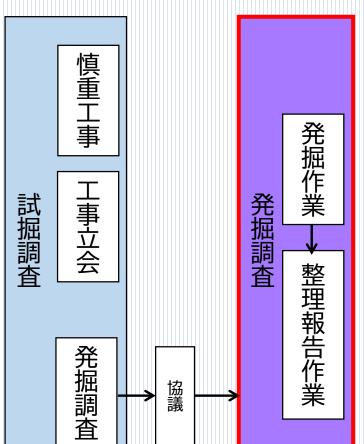
試掘調査の結果をふまえて、 工事内容の書類審査を行いますので、 土地購入者にかならず伝達してください。







Q:「発掘調査」ってなに?



A: 開発工事などによって、

遺跡をそのまま保存できない場合に、

遺跡を「記録」として保存するために 行います。



詳細は、 5「発掘調査ってなに?」編 をご覧ください!



~福岡市埋蔵文化財包蔵地での 工事手続きガイド~



があこ先生

福岡市経済観光文化局 文化財活用部埋蔵文化財課 事前審査係



考古学者の たまごちゃん

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1(福岡市役所14階)
TEL 092-711-4667 FAX 092-733-5537
Mail maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
HP「福岡市の文化財」 https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/